

## 令和6年度希少野生動植物種（イヌワシ）保護管理事業委託契約書（案）

委託者 分任支出負担行為担当官 東信森林管理署長 佐野 周二（以下「委託者」という。）と、受託者（以下「受託者」という。）は、令和6年度希少野生動植物種（イヌワシ）保護管理事業（以下「委託事業」という。）の委託契約を次のとおり締結する。

（実施する委託契約）

第1条 委託者は、委託事業を受託者に委託し、受託者は、その成果を記載した報告書等を委託者に提出するものとする。

（1）委託契約名

令和6年度希少野生動植物種（イヌワシ）保護管理事業委託

（2）委託事業の内容

「仕様書」（別紙1）のとおり

（3）履行期限

令和7年3月15日

（委託事業の遂行）

第2条 受託者は、委託事業を「仕様書」（別紙1）に記載された計画及び委託者又は委託者の指名する職員（以下「指定職員」（別紙2）という。）の指示にしたがって実施しなければならない。

（履行遅延の違約金）

第3条 受託者は、事業報告書等を履行期限内に提出し難いときは、速やかに期限の延長を申し出るものとする。この場合申し出により履行期限の延長が認められたときは遅延日数1日につき契約金額に対し、年3パーセントに相当する金額を委託者に支払うものとする。

（委託契約額）

第4条 委託者は、委託事業に要する契約金（以下「契約金」という。）として、  
金 円（うち取引にかかる消費税額 円）  
を受託者に支払うものとする。

(契約金の支払い)

第5条 契約金の支払いは、事業報告書を受理した後に行うものとする。

- 2 委託者は、契約金額を上限として(ただし増工等による変更についてはこれによらない)適法な支払請求書を受理した日から、30日以内に契約金の支払いをしなければならない。委託者の都合により、支払い期間内に契約金額を受託者に支払わない場合は、期間満了の翌日から支払いする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率に定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として受託者に支払わなければならない。ただし、約締期間内に支払わないことが、天災地変等委託者の責に帰することができない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(契約保証金)

第6条 会計法(昭和22年法律第35条)第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令165号)第100条の3第3号の規定により免除する。

(再委託の制限及び承認手続)

第7条 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受託者は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせることを必要とするときは、あらかじめ再委託承認申請書(別紙3)に必要事項を記入して委託者の承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、前項の承認を受けた再委託(再請負を含む。以下同じ。)について、その内容を変更する必要があるときは、同項に規定する様式に必要事項を記入して、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。
- 4 受託者は、再々委託又は再々請負(再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。)を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認後、速やかに、前項の書面を変更し、委託者に届け出なければならない。
- 5 受託者は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第3項の変更の承認後、速やかに、前項の書面を変更し、委託者に届け出なければならない。
- 6 委託者は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、受託者に対し必要な報告を求めることができる。
- 7 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額が契約金額の50パーセント以下であり、かつ、100万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から前項までの規定は、適用しない。

(事業報告)

第8条 受託者は、委託事業が終了したときは、委託事業実施要領により「委託業務実施報告書」(別紙4)を作成し、委託者に提出するものとする。

(報告書等の審査)

第9条 委託者は、前条の規定により、受託者から事業報告書等の提出を受けたときは10日以内に当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合するとみとめたときはその旨を受託者に対して通知するものとする。

(委託契約の調査)

第10条 委託者は、必要があると認めたときは、委託事業の実施状況、委託費の用途その他必要な事項について報告を求め、また、実地に調査することができるものとする。

(現地実施期間の変更、委託事業の中止等)

第11条 受託者は、天災地変その他やむを得ない理由により、委託事業の遂行が困難となったときは、委託事業変更協議書を委託者に提出し、委託者受託者協議の上、現地実施期間等契約の一部変更をすることができる。

また、事業を中止せざるを得ない場合は、委託事業中止協議書を委託者に提出し、委託者受託者協議の上契約を解除し、第4条及び第5条に基づき精算するものとする。

(契約の解除)

第12条 委託者は、受託者がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更することができる。この場合受託者は違約金として委託金額の100分の10に相当する金額を支払うものとする。

(著作権)

第13条 受託者がこの委託事業により取得した著作権等は、委託者が継承するものとする。

(契約外条項)

第14条 この契約に定められていない事項については、必要に応じ委託者・受託者協議の上定めるものとする。

(疑義の解決)

第15条 前各条項のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、委託者・受託者協議の上解決するものとする。

(特約事項)

第16条 暴力団排除に関する特約事項

別紙「暴力団排除に関する特約条項」のとおり。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 住 所 長野県佐久市臼田1822

氏 名 分任支出負担行為担当官  
東信森林管理署長 佐野 周二

受託者 住 所

氏 名

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 受注者は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(別紙1)

## 仕 様 書

### 1. 事業名

令和6年度希少野生動植物種（イヌワシ）保護管理事業

### 2. 目的

本事業は、「国内希少野生動植物」及び「長野県希少野生動植物保護条例の特別指定希少野生動植物」であるイヌワシの保護及び繁殖環境の保全を目的とする。

### 3. 業務の履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月15日まで

### 4. 業務内容

業務は、次により実施するものとする。

#### (1) 事業箇所

大門山国有林、和田山国有林、西内国有林及びその周辺とする。

#### (2) 調査内容

- ① イヌワシの繁殖期を中心に人為的被害を防止するための保護巡視
- ② 繁殖及び個体確認、採餌環境の調査
  - ・イヌワシの成育状況及び繁殖状況について、古巣等営巣地確認調査とともに飛翔状況調査を行い個体確認をする。
  - ・イヌワシの狩場、採餌行動等の調査を行う。
- ③ 事業実施の可能性についての報告
  - ・事業の実施における影響について調査を行う。
- ④ 地元有識者の意見聴取
  - ・古巣、営巣地等周辺の事業（造林、生産及び治山事業）実施についての可能性や影響について聴取を行う。
- ⑤ イヌワシに関する保護・愛護思想の啓発
  - ・立入禁止の要請等、イヌワシの保護・啓発を行う。
- ⑥ その他指示事項

(3) その他

別添の工程表に基づいて調査を行うこと。

5. 資料等の貸与及び返還

次の資料を貸与するので、業務終了時に返還すること。

- ・過去3年間の事業報告書

6. 成果品

(1) 事業報告書の提出

契約書別添書式を参考に事業報告書を作成し、電子ファイルを保存した電子媒体（CD又はDVD）とともに、2部提出する。

(2) 活動状況写真の撮影

事業活動状況、及び野生動植物の写真を撮影して報告書と併せて提出する。

(3) 事業報告書等の提出期限

事業報告書は、令和7年3月15日までに提出する。



## 令和6年度希少野生動植物種(イヌワシ)保護管理事業 工程表

(単位:人)

区分	項目	国有林	技術者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
				巢内育雛期		巢立時期	巢外育雛期			求愛期		造巢期		抱卵期				
現地調査	飛翔状況調査	大門山・和田山	調査技師															
			主任調査員															
			調査員											2.0	2.0	4.0	8.0	
	西内	調査技師																
		主任調査員		1.0							1.0				1.0		3.0	
		調査員		1.0	4.0			2.0		3.0		2.0		3.0			15.0	
	古巣等営巣地確認調査	西内	調査技師															
			主任調査員		0.5													0.5
			調査員		0.5													0.5
採餌環境調査	西内	調査技師																
		主任調査員			0.5		0.5		0.5		0.5		0.5				2.0	
		調査員			0.5		0.5		0.5		0.5		0.5				2.0	
まとめ等	計画準備		調査技師															
			主任調査員		0.5													
			調査員															
	とりまとめ		調査技師													0.5	0.5	
			主任調査員								1.0			0.5	0.5	0.5		2.5
			調査員								1.0			1.0	1.0	1.0		4.0
	地元有識者意見聴取		調査技師															
			主任調査員									0.5					0.5	1.0
			調査員															
	打ち合わせ		調査技師															
			主任調査員		0.5												0.5	1.0
			調査員															
技術者内訳	調査技師														0.5	0.5		
	主任調査員				2.5	0.5		0.5		2.5	0.5	0.5	0.5	1.5	1.5	10.5		
	調査員				1.5	4.5		2.5		4.5		4.5	3.0	8.0	1.0	29.5		
	計				4.0	5.0		3.0		7.0	0.5	5.0	3.5	9.5	3.0	40.5		

(別紙3)

令和6年度希少野生動植物種（イヌワシ）保護管理事業の  
委託契約再委託承認申請書

令和 年 月 日

東信森林管理署長 殿

(受託者) 住所  
氏名

令和6年 月 日付けで締結した令和6年度希少野生動植物種（イヌワシ）保護管理事業の委託契約について、下記のとおり再委託したいので、委託契約書第7条の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 再委託先の相手方の住所及び氏名
- 2 再委託の業務範囲
- 3 再委託の必要性
- 4 再委託の金額
- 5 その他必要な事項

- (注) 1 申請時に再委託先及び再委託の契約金額（限度額を含む。）を特定できない事情があるときは、その理由を記載すること。  
なお、再委託の承認後に再委託先及び再委託の金額が決定した場合は、当該事項をこの書式に準じて、その旨報告すること。
- 2 再委託の承認後に再委託の相手方、業務の範囲又は契約金額（限度額を含む）を変更する場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。
  - 3 契約の性質に応じて、適宜、様式を変更して使用すること。

(別紙4)

令和 年 月 日

## 委託業務実施報告書

分任支出負担行為担当官

東信森林管理署長 ○○ ○○ 殿

住所

氏名

印

令和6年 月 日付け契約の令和6年度希少野生動植物種（イヌワシ）保護管理事業委託業務について、下記のとおり実施したので、委託契約書第8条の規定により報告します。

### 記

1. 実施期間 自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日
2. 実施場所 大門山国有林、和田山国有林、西内国有林及びその周辺
3. 実施時間 延べ 時間 (別紙5様式1のとおり)
4. 委託業務の成果 実施時間確認表  
巡視日誌  
調査結果の報告  
地元有識者からの意見書  
写真資料

